

令和4年9月定例会 一般質問 清川希代子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「悩みを抱える子どもたちへの支援体制について」

○清川希代子 皆様、改めましてこんにちは。ライブ配信をご覧になってくださっている皆様もこんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会、清川希代子の一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問は、香芝市民も職員さんも誰一人心の不調や精神疾患、自殺などによって自ら命を絶つことのないようにとの願いを込めて質問をしていきたいと思っています。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

それでは早速、大項目の1、悩みを抱える子供たちの支援体制についてです。

教育委員会並びに関係者の皆様には、日頃より児童・生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところですが、しかしながら、近年自殺の総数が減少傾向にあった中でも児童・生徒の自殺は後を絶たず、極めて憂慮すべき状況が続いています。昨年にも一般質問し、悩みを抱える子供たちの実態調査の必要性についての背景をご説明させていただきました。

そこで、今回は、実態調査、根拠に基づきどのような取組をされているのか教育部にまずは伺ってまいります。

人権を確かめあう日に合わせて奈良県教育委員会で昨年12月に実施された「いじめやハラスメントのない学校にするために～人権を確かめあうアンケート～」についての調査で香芝市における特徴的なことがあったのか伺います。

○教育部次長 調査のほうで、小学校でいじめの状況が継続していると回答した児童の割合は奈良県より少し高くなっておるんですが、全体的な傾向としては奈良県と比較して大きな差はございません。スマホ等を使っていじめとを感じるようなことをされて嫌な気持ちになったことがあると回答した児童・生徒の割合につきましては小学校が2.6%、中学校が2.4%、スマホを使わないいじめとを感じるようなことをされて嫌な気持ちになったことがあると回答したのは小学校で14.9%、中学校で4.4%でございました。内容としては悪口やからかいといったものが一番多く、小・中学校では学年が上がるとともに低くなる傾向がございます。

○清川希代子 奈良県の結果と同じような傾向であるとのことですね、分かりました。

さらに、調査結果から、加害者となる児童・生徒のうち、小学校の約半数、中学校、高校でも約 30%弱が被害もある、加害と被害は重なっていることが分かりました、調査の結果から。仕返しの連鎖やいじめの加害者が被害者になる可能性にも配慮しながら、いじめを行った児童・生徒の行為に至った背景なども十分考慮して被害者も加害者も共に成長できるように継続した支援、取組が必要だと考えます。加害がある児童・生徒は違いを認めることができないを選択した割合が高い傾向も分かりました。児童・生徒が違いを認めるようになることはいじめを減少させることにつながります。児童・生徒の違いを認める心を育むためには教職員からのよき働きかけが必要です。だけど、そんな教員からの言動によって嫌な気持ちになったことがある児童・生徒はどの程度いるのか伺います。

○教育部次長 小学校では 4.9%、中学校では 7.1%の児童・生徒がごぞいます。内容は、小・中学校ともきつく叱られたというものが最も多く、次いで無視された、不安な気持ちになるような言葉を言われたというものが多くなっております。

○清川希代子 この結果を香芝市教育委員会としてはどのように捉えていますか。

○教育部次長 いじめと感じるようなことをされて嫌な気持ちになった児童・生徒がいること、さらには教員が意図や考えにかかわらず教員の言動によって嫌な気持ちにさせること、事象があったということは、この事実は本当に真摯に受け止める必要があるかと思えます。重大な課題であるというふうに捉えております。

○清川希代子 ありがとうございます。しっかりと重い課題だと認識していただきますようお願いいたします。教職員さんたちにとっては児童・生徒のことを思っただけの励ましや助言のつもりだったとしても、受け取る児童・生徒が不安や苦痛を感じていけば的確な指導とは言えないとも思えます。また、身体に触られたなど、性に関することで嫌な気持ちになった児童・生徒が存在していることは軽視してはなりません。常に先生方自身の指導の在り方を振り返らなければいけないと考えます。

では、今後教育委員会としてはどのような取組を進めていくのか伺います。

○教育部次長 教員と子供が信頼関係を構築しながら児童・生徒の様子をしっかり見取り、寄り合い、悩みや不安の解消に当たっていくことが大切なのですが、悩みや不安を持っていても周囲に相談しにくい子供たちがいることから様々な相談窓口を周知してまいる必要があると考えております。また、いじめの加害者が被害者になる可能性を十分に、先ほどもお話がありましたが、十分配慮しながら、情報モラルに関する教育やデジタル・シティズンシップ教育について継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

○清川希代子 児童・生徒の人権に配慮した教育活動や支援体制をよろしく願います。

児童・生徒の中には、学校や保護者、周囲の友達に自分の悩みを話せない子供もいるのではないかと思います。こういった児童・生徒を早期に発見し、悩みの解消に手を差し伸べていくために学校ではどのようなことをしているのか伺います。

○教育部次長 教員が子供たちの様子をしっかりと見守りまして、平素より子供たちの変容を見取ることが大切であると、そのようにしております。その際、教員の1人の目で見ただけではなくて、教員がチームとなって組織的に情報共有をしながら気になる子供たちへの指導に当たっておるところでございます。また、家庭や学校の様子なんかにつきましては、保護者と連携を取ることに よりまして、また多くの子供たちと関わることに よりまして、さらには関係機関との連携、こういったことも学校にとって重要な取組になることになっております。

○清川希代子 アンケート調査結果からは、児童・生徒は教職員に大いに期待している、もっと先生に褒めてもらいたい、認めてもらいたい、困っているときに助けてほしいと願って教職員に期待しています。しかし、教職員の言動によってうれしい気持ちになった児童・生徒の割合は、学校段階が進むにつれて下がる傾向にありました。うれしい気持ちになったことも教職員にしてほしいことも、小学校、中学校、高校においても楽しく分かりやすい授業が最も多いです。先生方も学び続ける姿勢を持ち、日々成長できる環境づくりがいじめやハラスメントのない学校にするために必要だということがアンケート調査でも分かりました。今後教育委員会におかれましては、そのような環境づくりへの取組をよろしくお願いいたします。

では次に、今年度の教育委員会としての自殺対策に対する取組にはどのようなものがあるのか伺います。

○教育部次長 今年度新たに進めておるような取組はございませんが、昨年度12月に子供たちのSOSを受け止めるゲートキーパーとしての教員の役割につきまして、いのちの大切さを考える研修会というものを実施いたしております。また、心といじめのアンケートの結果や教育相談等を通しまして、より細やかに子供たちの様子の観察や聞き取りから個別の状況を的確に把握するように指導し、各校では校内のいじめ対応委員会等で全ての事象について検討し、共有しております。いじめや不登校につきましては、各校にヒアリングも実施しておるところでございますが、特に長期の休業前後に不適應や問題行動等が発生することが懸念されることから、教職員間だけではなく保護者とも連携しながら、密に対応するよう学校に指導しておるところでございます。

○清川希代子 ご答弁ありがとうございます。心の不調に悩む子供たちへの支援体制について、これからもよろしくお願いいたします。

また、今年6月に文部科学省、奈良県の教育委員会から「児童生徒の自殺予防に係る取組について」で、夏休み前後に1人1台端末を用いて児童・生徒の心身の状況の把握や教育相談に

役立てることも考えられること、必要な情報等について積極的な周知をすることと通知があったと思いますが、香芝市内でも取り組まれたのか伺います。

○教育部次長 この周知につきましては、市内全小・中学校のほうに周知をしております。相談窓口など必要な情報の周知については、学校は、一部の学校で端末を利用したところもございますが、大半の学校はペーパーによって家庭のほうに配布しておるような状況でございます。夏休み前後に1人1台端末を活用しまして心身状況の把握の取組を進めた学校というのは、残念ながらございませんでしたが、既に平素よりオンライン保健室というものを設置いたしまして、端末を使って悩み相談について受ける、こういった取組をしておる学校もございます。

○清川希代子 オンライン保健室、どのようなものか、とてもいいものかと思えます。ぜひ全ての小・中学校でオンライン保健室を設置していただきますよう要望しておきます。

では、昨年9月議会で児童・生徒の心の様子を記録し指導していくためのシステム導入について研究していくと答弁をもらっていましたが、私は心の天気についてお話ししたかと思えます。その心の天気のシステム導入などについて進捗状況を伺います。

○教育部次長 これまで先行事例等を収集してきたところなんです、今年8月の末に奈良県のGIGAスクール運営支援センターというところの研修で今後活用ができるであろうと紹介されましたアプリの中にご提案いただきました児童・生徒の心の見取りについて支援するようなものがございました。支援センターとアプリの活用の実現に向けまして今後協議のほうを進めてまいりたいと思えます。

○清川希代子 心の天気は導入されていないということですね、ご答弁の中では。でも、支援センターとアプリ活用の実現に向けての協議を進めていくとのご答弁でしたので、いつぐらいの導入を考えているのか伺います。

○教育部次長 すいません。先日まず情報を得たばかりですので導入時期については現在未定でございますが、支援センターと連携をしながら、また市内の学校と導入について協議を進めながら活用に向けて準備してまいりたいと考えております。

○清川希代子 8月の中頃を過ぎてからまた始まったばかりということですので、これ、まだ未定ということで。でも、香芝市においてもできる限り早く心の天気に似たような機能を兼ねそろえたシステムの導入を切に願います。

では次に、子供たちからのSOSについてです。

毎年法務省から配布されている子どもの人権SOSミニレターですが、毎年1学期、夏休みに入る前までに香芝市においても全校で学校の全校生徒に配布していただいていると思えますが、年に1枚、1人1枚だと思うんですね。法務省の令和3年度の統計資料によると、子どもの人権SOSミニレターの学年別相談受理件数から中学生よりも小学生が相談にSOSミニレ

ターを利用している傾向がはっきりと見てとれました。学校現場ではどのようにSOSミニレターを活用しているのか伺います。

○教育部次長 子供たちの中には様々な悩みや問題を抱えまして身近な人に相談しにくいような子もいると考えられますので、取組の内容を発達段階に応じて説明いたしまして、現在全校児童・生徒に対しては今年度につきましては6月下旬に配布をしたところでございます。

○清川希代子 ご答弁ありがとうございます。SOSミニレターは、児童・生徒が恐らく自宅に持ち帰っていると思います。でも、今すぐ必要ではない場合など、そのまま捨ててしまったり紛失してしまったりすることもあるかと思えます。でも、必要になったときにいつでも学校内、例えば職員室だったり保健室だったり相談室だったり、また学校以外に公共施設、ふたかみ文化センター、図書館の中だったり、常備、設置できたらいいのではと私は考えます。児童・生徒だけでなく保護者の方も手に取ることができるかと私は思うんですけども、年に1度は配布してもらっていますが、今後いつでも必要なときに人権SOSミニレターを利用できる取組はできないのか伺います。

○教育部次長 既に配布後に余ったミニレターにつきましてはいつでも取れる場所、いつでも取れるコーナーに配置をしているような学校もございます。今後につきましては、これ、頂けます、奈良地方法務局、こちらのほうから追加でミニレターのほうを提供いただきまして、困ったときにいつでも誰でも自由に利用できるように設置場所の設定につきましてまずは学校のほうと取り組んでまいりたいと考えております。

○清川希代子 ぜひともしっかり取り組んでください。よろしくお願いします。

人権SOSミニレターは子供が困ったことや悩みがあるときに相談する方法の一つですが、そのほかにどのような手段があるのか、ほかに何かあるのか伺います。

○教育部次長 奈良県や奈良県教育委員会のほうが相談の窓口になっておるようなものがございます。電話を用いるものは、24時間子供SOSダイヤル、さらに電話教育相談あすなろダイヤルというものがございます。また、メール相談「悩みならメール」、そしてLINE相談ならCocoroライン、こういったものがございます。

○清川希代子 いろいろたくさんあるようですね。子供たちにどのようにそのたくさんある、たくさんいろんな電話相談だったりメールでも相談できるということをどのように周知しているのか、いつでも確認したり困ったときにすぐに利用できるような環境は整っているのか伺います。

○教育部次長 児童・生徒のほうには、相談窓口の案内につきまして、チラシを配布して周知をしてきたところでございます。今後は、先ほどのミニレターも含めまして、相談窓口、たくさんございますので、こういったものをまとめまして掲示する、そういったことをしまして子

供たちが認知、利用しやすいような環境を考えてまいりたいというふうに思います。

○清川希代子 その取組はいつ頃からできますか。

○教育部次長 ミニレターの追加の到着や、もしくはその掲示物ができた段階ということにはなりますが、学校に取組の趣旨をしっかりと周知しながらできるだけ速やかに進めてまいりたいと思います。

○清川希代子 それでは、引き続きよろしく願いいたします。

では次に、要旨にも書かせていただいたように、ヘルプマーク、ヘルプカードについて伺わせてもらいます。

義足、人工関節を使用している方や精神障害や発達障害など、内部障害のある方、聴覚障害の方、また妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が身につけているヘルプマークやヘルプカードは、教育部の方々もご存じだと思います。ヘルプマークやヘルプカードについて子供たちに教えたり、周知したりしているのか伺います。

○教育部次長 ヘルプマーク、ヘルプカードのみを取り上げて児童・生徒に教えておるようなことは現在のところしておりません。

○清川希代子 今現在は教えることはしていないと。

それでは、香芝市内の小・中学校で、例えばランドセルなどにヘルプマークをつけている児童・生徒はいないのでしょうか、教えてください。

○教育部次長 すいません。人数は把握できておりません。また、つけておる児童・生徒がいるという報告は現段階で聞いておりません。

ランドセルということでしたので学校内のヘルプカードの利用ということに限って申し上げますと、子供たちがヘルプカードを利用するということが個々の事情をもう既に周囲に示すことを了解したというふうに把握できますので、こういった場合につきましてはヘルプカードの有無にかかわらず周囲の子供たちに対象児童の状況や配慮、援助の在り方について学校は指導していくということになるかと思えます。

○清川希代子 ヘルプマーク、ヘルプカードについては学校で児童・生徒に教えてもらいたいと私は思いますが、ヘルプマークとはどういうものなのか、携帯している人はなぜヘルプマークを必要としているのか、ヘルプマークを携帯している人を見かけたときや困っている様子を見かけたときに何か手伝えることはありますかとか、何かお困り事はありますかとか、声をかけることができるように教育現場でも子供たちに教えていただきたいと私は考えております。配慮や援助が必要であることを示すヘルプマークであるのに認知度が低いと周囲の援助を受けることができないですね。認知度を上げるような取組はあるのか伺います。

○教育部次長 今おっしゃっていただいたことに関しましては、子供たちのみに対する取組で

はないのかなと思っておるところではございます。しかしながら、学校現場では、ふだんから周囲の人に対するは思いやりの心を醸成するようなこと、さらにはよりよい人間関係の構築について指導を行っておるところでございます。この指導の中で、ヘルプマークに限らず、例えばマタニティマークでありましたりハート・プラスマークのような、そういった身体状況や援助を示すようなマークが数、たくさんあるかと思しますので、こういったものについて理解をさせるような取組を取り入れていくことを学校と検討してまいりたいと思います。

○清川希代子 子供たちにはほんの少しの優しさや思いやりの気持ちを抑えないでほしいんです。そのほんの少しの優しさや思いやりが困っている誰かを救うし、困っている方は救われます。だから、教育現場でも小学校、中学校の子供の段階から折に触れて、子供たちが興味を持ってもらえたりだとか、ずっとヘルプマーク、ヘルプカードに興味を持ってもらえるような、そういうときにタイミングを見計らってといいますか、学校の先生方のお考えもあると思いますので、ぜひとも授業などでも取り入れていただいて優しい町香芝市に、優しい町にしていただけるように子供たちにも教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

「精神保健福祉について」

○清川希代子 それでは次、大項目2に移らせていただくんですけども、精神障害を有する方や精神疾患により心療内科や精神科、精神病院に通院または入院する方は増加傾向にあると考えます。自殺まで至らなくとも、希死念慮、自殺意図を抱き、悩み苦しんでいる方は少なくと言われています。医療機関に搬送されることなく自傷行為や薬の多量服薬、病院で処方された薬だけでなく薬局や身近なドラッグストアでも簡単に購入できる市販薬を多量服薬し、苦しさやつらさから逃れたい児童・生徒、大人まで、どれだけの方がいるかと想像すると本当にどれだけいるんだろうかって思います。

自殺未遂の件数は、正確には発表されませんが、相当数あるのではないかと推測されます。精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療制度についても、該当しているにもかかわらず取得、申請をためらわれている方々も多いと考えます。手帳を取得したことによってメリットはあってもデメリットはないと私は考えることから、該当されると思われる方にはぜひとも申請してもらえたらとも思っております。また、世間体などを気にしなければならないような社会や風潮はなくしていきたいとも思っています。

自殺未遂者に対する支援に関しても、自殺未遂という定義もはっきりとしたものはないので難しいんですけども、支援する側にとっても難しい側面もありますが、助けてと声を上げら

れない、声を上げない方々を見過ごしたままではいけないと考えます。自殺をする人は、死にたい、今から死にますって市役所に電話をなかなかかけてこないですね。でも、何かしらのSOSは出しています。声なき声は必ずあります。

以上の趣旨から大項目2の質問をしてみたいです。

まずは、精神保健福祉の分野について福祉部に伺います。

障害福祉について、障害には大きく身体障害、知的障害、精神障害の3つの障害がありますが、香芝市における精神障害のある方の現状について、どれくらいの人数の方がおられるのか、また推移はどのようになっているのか伺います。

○福祉部長 令和4年8月末の数字となりますが、障害者手帳の所持者数で申し上げますと、精神障害のある方が対象となります精神障害者保健福祉手帳、こちらの所持者は650人となっております。令和元年度から3年間の推移を見ますと、令和元年度は566人、令和2年度は565人、令和3年度は634人となっております。

○清川希代子 手帳を取得される方は年々増加傾向にあると思われませんが、増加傾向にある精神障害をお持ちの方への支援についてはどのようなものがあるのか伺います。

○福祉部長 精神障害をお持ちの方への支援といたしましては、主に通院や入院に係る医療費助成によります支援と日常生活におけます家事や介護の支援に係る各種障害福祉サービスによる支援がございます。

○清川希代子 ご答弁ありがとうございます。医療費助成による支援は具体的にはどのようなものがあるのか教えてください。

○福祉部長 医療費助成による支援といたしましては、精神疾患の医療費の一部を公費で負担します自立支援医療費制度、そして自立支援医療費制度で自己負担されました医療費の一部を助成いたします精神障害者通院医療費助成制度、そして精神障害者保健福祉手帳の1級または2級所持者の方を対象に自己負担された医療費の一部を助成します精神障害者医療費助成事業の3つがございます。

○清川希代子 では、3つあるということで、自立支援医療費制度、心身の障害を除去、軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度の申請推移はどのようになっているのか伺います。

○福祉部長 自立支援医療費制度の申請者数でございますが、令和元年度は640人、令和2年度は775人、令和3年度は890人となっております。

○清川希代子 この制度は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する方に通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対する支援であり、香芝市においても年々増加傾向にあるのが

分かっております。

では、その心の不調に悩む人々への支援体制についてです。

社会福祉課の窓口以外での相談支援体制についてはどうなっているのか伺います。

○福祉部長 精神保健福祉に関する相談支援につきましては、精神障害をお持ちの方の相談や情報提供に精通しております専門の相談支援事業所に委託して、連携を取り合いながら対応させていただいております。また、毎月第2、第4火曜日の午後の時間帯で相談支援事業所による出張相談も実施しております。

○清川希代子 委託相談件数の推移についてはどうなっているのか伺います。

○福祉部長 相談支援事業所が受けた相談件数といたしましては、令和元年度からの3年間の推移を見ますと、令和元年度は1,553件、令和2年度は1,555件、令和3年度は1,319件となっております。うち、出張相談における相談件数につきましては、令和3年度は18件、今年度は、8月末時点でございますが、3件となっております。

○清川希代子 ご答弁ありがとうございます。後ほど健康部の所管の相談件数についても伺いますが、まずは福祉部所管の委託相談件数の推移について、対象者は増えているのに相談件数は減っていることについてどのように考えておられるのか伺います。

○福祉部長 相談件数が令和3年度に減っておりますのは、相談支援事業所が令和3年度に関係機関からの相談件数、こちらの算出方法を見直しされたものでございます、によるものでございます。事業所に相談された実人数でございますけれども、令和元年度は138人、令和2年度は140人、令和3年度は147人となっております。心の不調にお悩みの方は手帳の取得と同じように年々増加している状況であると考えてございます。

○清川希代子 ご答弁ありがとうございます。分かりました。

次に、先に中項目3の心の病気への理解、啓発活動についてさせていただきます。

精神障害のある方は、外見から分かりづらく、援助や配慮を必要としても周囲の方にはなかなか伝えにくい、または伝わらないことがあります。ヘルプマークを身につけたりヘルプカードを提示することで周囲にご自身の障害への理解や支援を求めることができる貴重なコミュニケーションツールであると私は考えております。ヘルプマークやヘルプカードの配布、配布はどのような状況でありますか。

○福祉部長 令和2年度からの2年間の配布状況を見ますと、ヘルプマークにつきましては、令和2年度は91枚、令和3年度は81枚となり、令和4年度は、9月1日時点でございますが、49枚となっております。ヘルプカードにつきましては、令和2年度は79枚、令和3年度は63枚、令和4年度は同じく9月1日時点で33枚となっております。

○清川希代子 配布の枚数は承知しました。ありがとうございます。

では、ヘルプマーク、ヘルプカードの認知度向上や普及啓発に向けた取組はいかがでしょうか、教えてください。

○福祉部長 ヘルプマーク、ヘルプカードの認知度向上及び普及啓発に向けた取組につきましては、広報やホームページによる従来の周知方法の継続のほか、出前講座や研修等の実施により障害理解啓発の推進と併せて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○清川希代子 ありがとうございます、認知度の向上や普及啓発、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、精神保健福祉について、次は健康部所管の心の不調に悩む人への支援について健康部、健康部の方に、健康部仲部長にお伺いします。

まずは、奈良県精神保健福祉センター所報として精神福祉相談を取りまとめられていますが、香芝市でも精神福祉相談件数について取りまとめておられるのか健康部にお伺いします。

○健康部長 精神保健福祉相談の件数について申し上げますと、社会福祉課と保健センターでの相談件数を取りまとめまして奈良県に報告しております件数でご報告いたします。

令和元年度は延べ949件、令和2年度は延べ1,265件の相談となっております。

○清川希代子 ありがとうございます。相談者の年代割合を教えてください。

○健康部長 年代構成につきましては、若い方から高齢の方までございますが、相談の割合が高い年代といたしましては40歳から64歳の方で6割以上を占めている状況でございます。

○清川希代子 ありがとうございます。相談方法についても教えてください。

○健康部長 相談の方法につきましては、電話による相談が対面の相談よりも多くなっておりまして、7割程度を占めております。

○清川希代子 ありがとうございます。精神福祉相談の内容はどのようなものがあるのか伺います。

○健康部長 主な相談の内容でございますが、精神疾患、精神症状に係るもの、学校や職場等での不適應に対するもの、思春期に関するものなど、生きづらさに対する相談となっております。

○清川希代子 ありがとうございます。

はっきり伺いますが、自殺願望のある方からの相談はありますか、また実際にそのような相談があった場合にはどのような対応をされていますか。

○健康部長 保健センターの健康相談でありましたり、心の健康相談室におきましても死にたいと願う方からの相談は実際ございます。相談があった場合には、どのような問題を抱えておられるのか悩みを傾聴しまして、関わりを通しまして孤立を防ぐことを意識して対応しており

ます。また、症状に応じましては医療機関への受診を促すなどの対応を行っております。

○清川希代子 ありがとうございます。

それでは、香芝市の自殺者の状況を教えてください。

○健康部長 本市の自殺者数についてでございます。

毎年、平均してみますと、年間 10 名前後ぐらいで推移している状況となっております。年齢階層別の自殺死亡割合につきましては、平成 28 年から令和 2 年の集計でございますが、40 歳代の男性が 22.4%となっております、全国の 12.2%と比べ高くなってございます。

○清川希代子 それでは次に、自殺まで至らなくても、自殺未遂者の状況を教えてください。これ、難しいかと思うんですけれども、分かりますかね。

○健康部長 自殺未遂者に対します統計につきましては、自殺者のうち過去に自殺未遂歴がある方の集計となります。平成 28 年から令和 2 年の集計におきましては、自殺者のうち未遂歴がありました方は 22.4%で全国の 19.3%より高くなっております。

○清川希代子 ありがとうございます。

それでは次に、中項目の 3、心のサポーター養成事業等の取組についてにも関連しますが、自殺願望のある悩みを抱えている方を支えるためにはまず支え手となる方の人材育成が必要だと考えますが、どのようなことを香芝市ではされているのか伺います。

○健康部長 自殺については、防ぐことができる死でありますことから、自殺対策では悩んでいる人に寄り添い、関わりを通しまして孤独、孤立を防ぎ、支援することが重要となります。そのため、本市では、悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を平成 24 年度より行っております。

○清川希代子 ご答弁いただきましたゲートキーパー研修の実施について実施状況を教えてください。

○健康部長 ゲートキーパー養成講座の実施状況でございますが、職員に対しましては平成 24 年度から平成 30 年度まで年に 2 回ゲートキーパー養成講座により研修を実施しており、386 名の職員が受講を修了しております。令和元年度以降は、関係団体や市民の方を対象にゲートキーパー養成講座を実施しておりまして、令和 3 年度までの受講者は延べ 440 人となっております。

○清川希代子 ありがとうございます。私もつい昨日保健センターで実施されたゲートキーパー養成講座を受講してきました。とってもいい講座でした。行ってよかったです。私も誰かのゲートキーパーになれるように昨日の養成講座を生かしていきたいと思っています。本当にこのゲートキーパー養成講座はいいと思いますので、ぜひともこれからも市民の皆さんに向けてゲートキーパー養成講座の周知など、啓発など、していただけたらと思います。よろし

くお願いします。

それでは、もう最後の質問になります。

大項目2の4です。職員の心の健康について伺います。

地方公共団体が様々な課題に適切に対応し住民の要望に応えていくためには、職員一人一人が心身ともに健康でその能力を十分発揮できることが求められます。しかし、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が毎年実施している地方公務員健康状況等の状況によれば、メンタルヘルス不調による休務者は10年前の約1.5倍、15年前の約2.1倍となっております。今年度実施した地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査においても、メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあると受け止めている地方公共団体が78.2%となっているなど、地方公務員のメンタルヘルス不調者は近年増加傾向にあります。これを抑制するためにメンタルヘルス対策は重要課題であるということを組織のトップである市長が十分認識して、強いリーダーシップを発揮してメンタルヘルス対策に取り組むことが必要であると私は考えることから、福岡市長の考え、思いを伺いたいと思います。

○市長 先日私がたまたま読んでた本が、ここに書いてあったことなんですが、日本人は世界一不安になりやすい民族だというふうなことが書いてありました。内容を見てみると、日本人が不安遺伝子と呼ばれるセロトニントランスポーターSS型っていうのが割合が多いそうです。逆に、前向きな方っていうのが、LL型っていうのがあるらしいんですが、日本人の割合は3.2%しかないと、アメリカ人が32%と、アメリカと比較した場合約10倍ぐらいの差があるというふうなことがデータとして出てるということでした。その本のくくりとしては、メンタルヘルスケアの大切さということが書かれてありました。

本市といたしましては、健康診断時におきましてのストレスチェックであったりとか健康相談室として相談を受けていく体制、これを整えてる状態でございます。先ほどもありましたこのメンタルヘルスケアのキーワードとしては、マインドフルネスであったりレジリエンスっていうこと、こういったことが非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。管理職の皆様には、自分の課員に対してよく観察していただくこと、相談に乗っていただくこと、またコミュニケーションをしっかりとっていくこと、チームワークを持ってやっていこうということを伝えていってる最中でございます。職員の心身の負担が軽減できるように努力してまいりたいと考えております。

○清川希代子 福岡市長、思いなど、いろいろお答えいただきありがとうございました。これからもメンタルヘルス対策に多くの関係者が円滑に連携できるように、組織のトップである福岡市長の強いリーダーシップの下、全庁的な取組体制を確保し、職員の皆さんの心身の負担を軽減、より働きやすい職場に向けての環境整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは最後に、私清川も日頃から職員の皆様には大変お世話になっております。ありがとうございます。知らないところでご迷惑をおかけしているかもしれません。いつも本当にありがとうございます。これからも職員の方々に何かとご迷惑をおかけするかもしれませんが、今後ともよろしく願いいたします。日頃の感謝とこれからもよろしく願いいたしますということをお伝えして、清川希代子の一般質問を終わらせていただきます。最後までありがとうございました。